

基勞補発0401第3号

平成26年4月1日

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員に対する周知及び貴会都道府県組織等と都道府県労働局長との間の協定の締結について、格別の御配慮を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成 26 年 4 月 1 日以降の施術)

初	検	料	2,810 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する
往	療	料	2,160 円	注 1 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については 2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額（注 1 による加算金額を含む。）の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。
施 術 料	はり・きゅう	1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 3,960 円	
	マ ッ サ ー ジ	マッサージを行った場合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	1 回につき 100 円加算	
		変形徒手矯正術を行った場合	1 肢につき 565 円	
	はり又はきゅうと マッサージの併用	1 日 1 回限り 3,960 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。	
電 気・光 線器具 による 療法			1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線器具を使用しても 1 回として算定する。
休 業 証 明 料			1 件につき 2,000 円	休業（補償）給付請求書における証明

基勞補発0401第3号
平成26年4月1日

公益社団法人 日本鍼灸師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員に対する周知及び貴会都道府県組織等と都道府県労働局長との間の協定の締結について、格別の御配意を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成26年4月1日以降の施術)

初	検	料	2,810円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する		
往	療	料	2,160円	注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額(注1による加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。 3 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。		
施 術 料	はり・きゅう	1術の場合	1日1回限り 2,600円	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。		
		2術(はり・きゅう併用)の場合	1日1回限り 3,960円			
	マッサージ	マッサージを行った場合	1日1回限り 2,600円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。		
		温電法を併施した場合	1回につき 100円加算			
		変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 565円			
	はり又はきゅうとマッサージの併用	1日1回限り 3,960円	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。			
	電気・光線器具による療法	1日1回限り 550円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧師にあっては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。			
休	業	証	明	料	1件につき 2,000円	休業(補償)給付請求書における証明

基勞補発0401第3号
平成26年4月1日

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員に対する周知及び貴会都道府県組織等と都道府県労働局長との間の協定の締結について、格別の御配慮を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成 26 年 4 月 1 日以降の施術)

初	検	料	2,810 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する		
往	療	料	2,160 円	注 1 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については 2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額（注 1 による加算金額を含む。）の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。		
施 術 料	はり・きゅう	1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。		
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 3,960 円			
	マ ッ サ ー ジ	マッサージを行った場合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。		
		温罨法を併施した場合	1 回につき 100 円加算			
		変形徒手矯正術を行った場合	1 肢につき 565 円			
	はり又はきゅうとマッサージの併用	1 日 1 回限り 3,960 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。			
	電気・光線器具による療法	1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線器具を使用しても 1 回として算定する。			
休	業	証	明	料	1 件につき 2,000 円	休業（補償）給付請求書における証明

基勞補発0401第3号
平成26年4月1日

社会福祉法人 日本盲人会連合 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員に対する周知及び貴会都道府県組織等と都道府県労働局長との間の協定の締結について、格別の御配意を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成 26 年 4 月 1 日以降の施術)

初	検	料	2,810 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する		
往	療	料	2,160 円	注 1 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については 2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額（注 1 による加算金額を含む。）の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。		
施 術 料	はり・きゅう	1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。		
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 3,960 円			
	マ ッ サ ー ジ	マッサージを行った場合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。		
		温罨法を併施した場合	1 回につき 100 円加算			
		変形徒手矯正術を行った場合	1 肢につき 565 円			
	はり又はきゅうとマッサージの併用	1 日 1 回限り 3,960 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。			
電気・光線器具による療法		1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線器具を使用しても 1 回として算定する。			
休	業	証	明	料	1 件につき 2,000 円	休業（補償）給付請求書における証明